

住民監査請求（区民アンケート〔平野区2〕）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年11月9日（火曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年12月3日決定）

1 請求の要旨

令和2年度ひらの区民モニターアンケートの主たる目的は運営方針の評価であると認められるが、この区民アンケートにかかる経費が目的を達成されないまま支出され、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

この損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

また、令和3年度も区民アンケートの予算が計上されており、令和2年度と同様区民アンケートによる評価が予定されているが、この予算を執行しないよう求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、法第2条第14項、地方財政法第4条の規定は、地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解される。（大阪高裁平成17年7月27日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

本件調査は、アンケート調査業務であり、特段の法規定がない限り、どのような調査業務を行うかについては、地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる（法第2条第14項）。したがって、市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、本件調査の違法性が認められる。

請求人は、本件調査は、運営方針の評価が目的であると認められると摘示するが、本件調査の直接的な目的は、幅広く区民からうかがった意見を区政に反映させることであると認められ、運営方針の評価以外に同アンケートの結果を用いた文書が存在しないとしても、その目的が変わるものではない。

したがって、本件調査の目的は不合理なものとはいえず、調査の手段としてのアンケートは、目的との関連性が全くないものとはいえないため、職員がその権限の行使において、著しく合理性を欠く行為を行ったとまでは認められず、裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものであるとの摘示があるとは認められない。

また、令和3年度区民アンケートの実施に要する費用について、令和3年度の運営方針が、令和2年度同様区民アンケートによる評価が予定されており、また区民アンケートの予算が計上されていると指摘し、その執行の差止めを求めているが、当該費用の支出が違法又は不当となる事由の摘示があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。